

2019年2月5日
株式会社ダイヤモンド

当社及び当社元役員の有罪判決について

本日、当社及び当社元役員が、品質にかかる不適切行為に関し、不正競争防止法違反により東京簡易裁判所から有罪判決（当社：罰金5千万円、当社元役員：罰金2百万円）を受けました。

当社における不適切行為に関しまして、お客様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけし、改めて深くお詫び申し上げます。当社においては、この度の判決内容を厳粛かつ真摯に受け止め、二度と同じ過ちを繰り返さないために、現在実施中の再発防止策を引き続き誠実に遂行してまいります。

以 上

【問い合わせ先】

株式会社ダイヤモンド 企画・管理本部総務部総務課

TEL：025-275-0111